(TEL. 03-3455-0836)

各 位

会社名株式会社エボラブルアジア代表者名代表取締役社長 吉村英毅(コード番号:6191 東証マザーズ)問合せ先取締役CFO 柴田裕亮

「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」

の一部変更及び補足について

One Asiaのビジョンをかかげ、アジアを舞台に、オンライン旅行事業、訪日旅行事業とITオフショア開発事業を手掛ける株式会社エボラブルアジア(本社:東京都港区、代表取締役社長:吉村 英毅、証券コード:6191、以下当社)は、平成28 年7月25 日付で開示いたしました「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」に一部変更があり、平成28年8月10日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、下記の通り変更いたします。なお、変更箇所につきましては、下線を付しております。

当社は平成28年6月14日付の適時開示「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」の通り、同7月31日を基準日とし、同8月1日付で普通株式 1 株につき3 株の割合をもって株式分割いたしました。これにより、平成28日7月25日付で発行を決議いたしました新株予約権に関しましても、同じ割合(1:3)で調整をいたします。これに伴い、「発行要項」の新株予約権の目的である株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法について変更いたします。

なお、当該変更による既存株式の希薄化割合や調達する資金の額等への影響はありません。

## <変更前>

## 2. 新株予約権の発行要領

(3)	100 株
新株予約権の 目的たる株式の数	なお、付与株式数は、本新株予約権の <u>割当</u> 日後、当社が株式分割(当
	社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う
	場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、
	本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的
	である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端
	数については、これを切り捨てるものとする。
	調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率
	また、本新株予約権の割当
	日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その
	他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理

## (6) 新株予約権の 行使に際して 払込みをなすべき額 (行使価額)

的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

行使価額は、1 株あたり 4,720 円とし、総額 191,160,000 円とする。 なお、本新株予約権の<u>割当</u>日後、当社が株式分割または株式併合を行 う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端 数は切り上げる。

また、本新株予約権の<u>割当</u>日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行<br/>株式数1株あたり<br/>×<br/>払込金額

| 株式数 | 払込金額 | 既発行 | 新規発行前の1株あたりの時

調整後 = 調整前 × 株式数 + 価 行使価額 行使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の<u>割当</u>日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## <変更後>

(3)

新株予約権の

目的たる株式の数

100株

なお、付与株式数は、本新株予約権の<u>発行決議</u>日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を 行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調 整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権 の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未 満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金 の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整

	を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整さ
	れるものとする。
(6)	行使価額は、1株あたり4,720円とし、総額191,160,000 円とする。
新株予約権の 行使に際して 払込みをなすべき額 (行使価額)	なお、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合
	を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満
	の端数は切り上げる。
	調整後 = 調整前 × <u> </u>
	13 12 114 125
	また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価
	を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予
	約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換
	による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を
	調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。
	新規発行 1株あたり ×
	株式数 払込金額
	既発行 新規発行前の1株あたりの時 調整後 調整前
	既発行株式数 + 新規発行株式数
	なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかか
	る発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した
	数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、
	「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとす
	る。
	さらに、上記のほか、本新株予約権の発行決議日後、当社が他社と合
	併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使
	価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行
	使価額の調整を行うことができるものとする。

以上